

人身取引対策推進会議の構成員の指名について

〔平成 26 年 12 月 16 日〕
内閣総理大臣 決裁

犯罪対策閣僚会議の開催について（平成 15 年 9 月 2 日閣議口頭了解）第 6 項の規定に基づき、以下のとおり、人身取引対策推進会議の構成員を指名する。

議 長	内閣官房長官
構成員	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
	国家公安委員会委員長
	法務大臣
	外務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣